

スクラップヤードに規制

環境省 廃掃法改正し登録義務化

環境省は、廃棄物処理法を改正し、スクラップヤード業者の規制を行う。先月15日に開かれた廃棄物処理制度専門委員会の報告書案の中で示した。同法に新たな条文を追加し、各種リサイクル法など既存制度の規制の網には掛からないが、環境汚染を生じさせるおそれのある性状を有するものの保管や処分を行うヤ

ード業者を対象に、都道府県市への登録を義務付ける。併せて対象者には、同法の収集運搬・保管基準を踏まえて今後策定する基準の順守を求める。これは、バーゼル条約担保措置の国内水際対策の一環として行われる。

規制は、使用済み電気電子機器など、他の廃棄物と破碎・混交され、い

わゆる「雑品スクラップ」として環境汚染を引き起こし得るが、有価性を偽装して取引され、廃

棄物処理法などによる規制を受けない物への取り締まりを目的に行われる。例えば現在、年間約150万台程度の廃家電が雑品スクラップとして不適正に処理・保管され、国内ではヤード火災や、海外に流失して有害物質汚染を引き起こしている。これら不適正事案は、ほぼ既存の法制度による監督が及ばない事業者により行われており、これに対処するべく登録の義務化と保管基準等の策定が打ち出された。登録事業者は、行政機関からの報告徴収と立入検査、違反があった場合の措置命令の対象となる。